

令和8年 第1回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第1号	1	農地法第4条の規定による許可申請について	R8.1.6	承認（進達）
議案第2号	1	業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R8.1.6	承認
	2	業経営基盤強化促進法による利用権設定について(使用貸権)	R8.1.6	承認
	3	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R8.1.6	承認
	4	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について(賃借権)	R8.1.6	承認
議案第3号	1	農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について	R8.1.6	承認

令和8年 第1回農業委員会総会議事録

- 1・会議名 有田町農業委員会 第1回総会
- 2・日時 令和8年1月6日(火) 午後15時00分～15時30分
- 3・場所 有田町庁舎3階 第4・5会議室
- 4・付議事項
- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
- 議案第2号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について 4件
- 議案第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 1件

5・出席者 農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	前田 邦彦	4	○	佐藤 春菜	7	○	石橋 哲徳
2	○	田代 修一	5	○	石橋 一也	8(副会長)	×	岩永 嘉之
3	○	池田 美由紀	6	○	林 直司	9(会長)	○	藤 一郎

最適化推進委員

草野 正雄	—	高橋 哲徳	—
西山 英樹	吉永 幸勝	堀 敏彦	岳川 淳彦

農業委員会事務局 江口恵美 坂井資幸 木寺康雄

○農業委員会総会議事録

○事務局

只今から令和8年第1回有田町農業委員会総会を開会いたします。
はじめに 藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

～会長挨拶～

○事務局

ありがとうございました。
只今の出席委員は9名中8名です。
定足数には達しておりますので、総会は成立いたします。
それでは有田町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）
それでは本日の署名委員は、1番（前田 邦彦）委員、2番（田代 修一）委員によろしくをお願いいたします。
続きまして、日程第2議案第1号農地法第4条の規定による申請1番について議題とします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書のP1が申請内容で、P2に位置図、P3に航空写真、P4に土地利用計画平面図、P5以降に現況写真を添付しています。
～資料の読み上げ～

○議長（会長）

説明が終わりました。
現地確認委員の確認説明をお願いします。

○●番委員

昨年年末の12月23日に確認に行ってお参りました。場所は先ほども言われたように、〇〇〇の公民館から西の方へおよそ700ほど進んだ場所の土地になります。住宅地の入り口ですね。今回の案件は既に工事を終えて数十年が経過しているところ、また今後家の南側の現在は田ですけどそこに息子さんの家を建てられる予定との事でした。実際かなりの年月が経過していて正直今更の感があります。ただ、顛末書も提出されていて特に問題ないかと思われまふ。ご審議のほどお願いします。

○議長（会長）

地元委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○●番委員

〇〇さんから説明をいただきましたけど、もう既に工事をされている事で特に問題ないと思います。

○議長（会長）

質問がある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第4条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画(案)について、申請1番から申請4番までを一括して議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により、農業委員会の意見を聴取するものです。

申請1番

議案書のP8、P9が申請内容、P10に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請2番

議案書のP11が申請内容、P12に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 3 番

議案書の P 1 3 が申請内容、P 1 4 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

申請 4 番

議案書の P 1 5 が申請内容、P 1 6 に航空写真を添付しています。

～資料の読み上げ～

以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項既定の要件を満たしていると考えます。

○議長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は一括して行います。

議案第 2 号農用地利用等集積計画（案）申請 1 番から申請 4 番について、原案どおり「意見なし」と回答することに賛成の方の挙手を求めます。

出席委員全員賛成により申請 1 番から申請 4 番は原案どおり「意見なし」と回答します。

続きまして議案第 3 号農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案書の P 1 7 となります。

この農地と言いますが、以前の勉強会の時にありましたように耕作できる状態の土地であるかどうか、もしくは農地であってもその継続して今後使い道がないというか、農地としてのその価値がないって言いますか、その利用ができない農地から外すかどうかの判断ということになります。

～資料の読み上げ～

次の P 1 8 から、その一筆ごとのリストになっています。

地番と現法務局の登記地目と税務課の課税地目と調査に入ったときに判断した地目の三つを記載しています。P 2 0 以降に現地調査時の一筆毎の写真を添付しています。現況は、耕作放棄地もしくは過去に植林されていたり、宅地の一部と宅地化しているところがありました。今回、非農地判断することが致し方ないということになれば本人さん達に事前通知を行って、本人さんたちも、もうそれで良いという確認が取れた時点で正式な通知を送るっていう形になります。その中に、今後法務局で登記してくださいねっていう案内と一緒に個人さん宛通知をします。今回筆の中には過去に転用を

されているケースとか、農業用倉庫とか農業用施設として一部小規模転用をされていた可能性はあるんですが今確認が取れない筆も含まれています。現況からして、今更農地に戻してくださいと言うところまでは致し方ないという判断をするのかというところなんです。調査自体は、私が10年くらい前に事務局にいた時から当時の農業委員さんと毎年調査を行っていてそのリストが5,000筆ほど今現在あります。最終的に個人さんへ本当に農地から外しますという通知を出すところまで出来ているところもあるし出来ていないところもあります。国は、その通知を全部出すようになっていきますので、いくらかでも減らしていつているという感じです。県内、他の市町村もこのリストを持っていて毎年国へ報告するようになっていきます。ただ、一筆ずつ現地に入り写真を撮る必要があるんで、現地までたどり着くまでに倒木で道が進めなかったり、道が猪等で荒らされていて現地が分からなかったり、山中では木々をかき分けかき分け現地を探す事になり大変です。また有害鳥獣等や夏場の炎天下での調査にもなる事があり注意も必要となります。

～内容に関し自由談～

固定資産税は、税務課が現況で何と判断するかで変わります。

○議長（会長）

何かご意見ご質問はございませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について賛成の方の挙手を求めます。

出席全員賛成により農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、承認されました。

事務局にて非農地の事前通知を作成し、送付することとします。

以上で、本日の議事事項について全て終了いたしました。その他ございませんか。（なしの声）

無いようですね。

これにて、令和8年第1回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、2月2日（月）の予定です。

総会 15時30分終了